

◎新潟県訓令第2号

本 庁
地 域 機 関

職員の健康の確保を図るための勤務時間の特例を定める規程を次のように定める。

平成31年3月29日

新潟県知事 花 角 英 世

職員の健康の確保を図るための勤務時間の特例を定める規程

(趣旨)

第1条 この規程は、知事の事務部局に属する一般職の職員（別に定める者を除く。以下「職員」という。）の平成31年4月1日から同年6月30日までの間の勤務時間の割振りについて、新潟県職員服務規程（昭和35年3月新潟県訓令第6号。以下「服務規程」という。）第5条第1項の特例を定めるものとする。

(勤務時間の特例)

第2条 職員の時間外勤務等の命令をすることを専決する者は、事前の時間外勤務等の命令に係る勤務の終了時刻から次に勤務する日の始業の時刻までの時間が10時間に満たない職員について、所属長（服務規程第1条の2に規定する所属長をいう。以下同じ。）が公務の運営等に支障があると認める場合を除き、同日の始業及び終業の時刻を、職員の健康の確保を図るためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間を割り振るものとする。

2 次の各号のいずれにも該当し、かつ、所属長が指定した職員については、前項中「事前の時間外勤務等の命令に係る勤務の終了時刻」とあるのは、「終業の時刻」とする。

- (1) 1月当たりの時間外勤務が60時間以上見込まれること。
- (2) おおむね1週間以上にわたり、かつ、長時間の時間外勤務が見込まれること。

(実施細目)

第3条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。